

伝えたい思い

風前の灯、憲法 9 条

阿部敏勝（会員）

・ 自衛隊「離島奪回訓練」

12月、米軍が支援、南西諸島を想定（読売、朝日）

びっくりさせられるコピーですが8月29日附の読売新聞一面の大見出しです。朝日新聞も負けていません、2日後の8月31日に「離島防衛へ陸自海兵隊、防衛省、アメリカを参考に改編を検討中、中国軍の近代化に対応」とあります。米国の海兵隊をモデルにする「陸自海兵隊」とは驚きです。これが社会の木鐸(ぼくたく)を自称する大新聞の記事でしょうか、平和外交を基幹とする日本国憲法が泣いています。

・ 憲法 9 条改悪の段取り（政府）

首相の諮問機関である新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会が提出した報告書によりますと「日本を受動的な平和国家から能動的な平和創造国家に変えなければならない」とし、その為に 専守防衛の理念に基づいて定められていた「基盤的防衛力構想」から脱却し「集団的自衛権の行使」ができる様にする 「武器輸出三原則」「非核三原則」「PKO5原則」等の見直しを行うとのこと。内閣はこの報告書をたたき台にして年末迄に新しい「防衛計画大綱」を発表することになっております。即ち前記の訓練や海兵隊の編成が着々と準備されているという訳です。

・ 防衛省米海兵隊を賞賛（22年版防衛白書）

前記懇談会からの報告書と併行して9月10日に平成22年版防衛白書が発表されましたがこの中で防衛省は「中国を最大の仮想敵国」とし対する米軍を「不測の発生に対する抑止力」と位置づけ、在沖縄の海兵隊はアジア太平洋地域の平和と安定に寄与する「国際的な公共財」と持ち上げて居ります。そして「普天間基地問題」に就いては「代替の施設を決めない限り返還されない」と言い切っております。防衛省は一体何処の国の役所なのでしょう。

・憲法 9 条は風前の灯

日米同盟の強化、平和憲法の改竄(かいざん)に関する民主党の考え方が自民党のそれと変わらない事は鳩山前首相の改正憲法草案や憲法改正手続法(国民投票法)の成立過程で明らかですが、先の参院選の敗北後は益々自民党への傾斜を強めており、彼等がその気になれば憲法改悪案の国会通過も出来る状態になりつつあります。

・憲法改悪阻止、市民・平和団体連合を

大戦の惨禍の中から国民が得た主権在民、恒久平和の日本国憲法。これを守る制度としては 最高裁判所の法令審査権(憲法第 8 1 条) 憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守・義務(同第 9 8 条) 天皇又は攝政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員の憲法尊重擁護(ようご)義務(同 9 9 条) 公務員の選任権(同 1 5 条) 最高裁判所裁判官任命の国民審査権(同 7 9 条) 等が有りますがこれらはいずれも「間接的」権利であり、地方自治法にある様な直接請求権(例、リコール請求)が必要です。そこでクローズアップされるのが「憲法改正に関する国民投票権」です。この法律は前記の通り自民党並びに民主党の主導により成立したものであり、不合理、不平等極まりない悪法ですがしかし、憲法改正(悪)案がもしも国民の過半数を得られなかった時は改正案が廃案となる決まりですので改憲派としてはその危険がある限り提出できず所謂「解釈改憲(文字の修正は行わず、解釈を曲げる事によって合憲と看做す)」で日米安保条約とこれに伴う国内法を次々と運用して来た経過があります。併し沖縄や本土の基地問題が実はアメリカの世界戦略に基づく「軍事再編」の一環であることが解ってきた今日、普天間基地問題は勿論のこと、在日米軍駐留経費の日本側負担分(いわゆる思いやり予算)の改定交渉も難航するなど、日本側の許容範囲も狭まりつつあり、11月中旬来日予定のオバマ大統領を歓迎して発表予定だった「新日米安保共同宣言」も見送られることになりました。今後共市民並びに平和団体による「反改憲連合」の強化が必要です。

今こそ「憲法 9 条を守る」を旗印に、集会、デモ、署名運動、告発、その他あらゆる手段を駆使してこの危機に立ち向かおうではありませんか。

< 参考資料 >

桂敬一他	普天間問題はこれからだ	マスコミ 9 条の会 H P	平成 22/10
森英樹	日米同盟の現段階と憲法	月刊憲法会議	同
前田哲男	民主党政権は専守防衛を葬るのか	月刊・世界	同
梅田正巳	近代日本の戦争	高文研刊	同 22/9
上田哲	戦後 60 年軍拡史	データハウス刊	同 18/6

(以 上)